会社分割に関する事前備置書類

2021年1月15日

株式会社ポプラ
株式会社ローソン

令和 3 年 1 月 15 日

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒 俊治

東京都品川区大崎 1 丁目 11 番地 2 号
ゲートシティ大崎イーストタワー
株式会社ローソン
代表取締役　竹増貞信

吸収分割に係る事前開示書面

（分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面）
（承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面）

1.吸収分割契約の内容

株式会社ポプラ（以下「分割会社」といいます）及び株式会社ローソン（以下「承継会社」といいます）が 2020 年 9 月 23 日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割となります。

2.分割対価の定めの相当性等に関する事項

本件分割に際しては、吸収分割契約に従い、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務に代わる対価として、最大で現金 7.31 億円を交付する予定です。本件対価金額につきましては、承継する権利義務の分割契約締結時点での価値及び承継対象事業の将来の事業性に関して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。

3.株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4.新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5.分割会社についての次に掲げる事項

⑴最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を中国財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。

⑵臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

⑶最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6.承継会社についての次に掲げる事項

⑴最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧頂けます。

⑵臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

⑶最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7.分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

①分割会社の 2020 年 2 月末日現在の連結貸借対照表における資産の額は 9,993 百万円、負債の額は 8,403 百万円、純資産の額は 1,589 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上により、本件分割の効力発生日までに分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、分割会社の債務については、本件分割効力発生日以後も、債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

②承継会社の 2020 年 2 月末日現在の貸借対照表における資産の額は 858,770 百万円、負債の額は 625,065 百万円、純資産の額は 233,705 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上により、本件分割の効力発生日までに承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、承継会社の債務については、本件分割効力発生日以後も、債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上